

[事案 27-76] 契約内容確認請求

・平成 27 年 12 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

設計書記載の内容が契約の内容であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 4 月に契約した養老保険は、契約時に説明を受けた設計書に記載された金額を支払うことが契約内容となっていることを確認したい。それが認められない場合には、設計書どおりの金額が支払われるという誤解を生じさせるような設計書により契約したことに起因する損害賠償として、受け取ることができる設計書に記載された一時金額と保険会社が主張する一時金額の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

設計書には、不適切な点はなく、また、申立人が満期までに支払う保険料は満期保険金（一時金額）を下回っており、申立人には実質的に損害は生じていないので、申立人の請求に応じることにはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書の記載内容が契約内容になっていると認めることはできず、また損害の発生もないので損害賠償請求も認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

本件の勧誘に使用されていた設計書に記載の図において、配当金について誤解を招く可能性を否定できない表示方法が認められ、パンフレットの記載においても、誤解を招く可能性を否定できない表示が認められる。